

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

第1条中「事業所の長」の右に「、センター長」を加え、「、センター長」を削る。

第4条中「院長」を「センター長」に改める。

別表第2市税事務所納税室収納対策課長及び諸税・高額徴収担当課長の項中「及び諸税・高額徴収担当課長」を削り、同項の次に次の1項を加える。

市税事務所納税室 諸税・高額 徴収担当 課長	(1) 市税（府民税を含む。）に係る徴収金及び徴収の嘱託を受けた市町村税（都道府県民税を含む。）に係る徴収金の徴収に関する事。ただし、差押財産の換価に関するものを除く。 (2) 支出命令及び振替命令並びに出納（物品に係るものを除く。）の通知に関する事。
---------------------------------	---

別表第2市税事務所納税室納税第一課長、納税第二課長、納税第三課長、納税第四課長、納税第五課長及び納税第六課長の項に次の1号を加える。

(3) 軽易な公告の決定に関する事。

別表第2動物園長の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) エサ代サポーター制度に係る寄付受納及び収入決定に関する事。

別表第2動物園長の項の次に次の1項を加える。

動物園総 務課長	(1) エサ代サポーター制度に係る1件1,000,000円以下の寄付受納及び収入決定に関する事。
-------------	--

別表第2こころの健康増進センター相談援助課長の項に次の1号を加える。

(7) 市民税均等割を減免する措置を廃止することに伴う経過措置に係る対象者の決定、支給決定及び支出決定（担当事務に関するものに限る。）に関する事。

別表第3医療衛生推進室長の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を「予防接種法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 予防接種用接種液の調達決定及びこれに伴う経費の支出決定に関すること。

別表第3 医療衛生推進室予防接種担当部長の項を削る。

別表第4 児童福祉センター院長の項中「児童福祉センター院長」を「児童福祉センター長」に改める。

別表第4 発達相談所発達相談課長及び第二児童福祉センター発達相談課長の項に次の1号を加える。

(15) 市民税均等割を減免する措置を廃止することに伴う経過措置に係る対象者の決定、支給決定及び支出決定（担当事務に関するものに限る。）に関すること。

別表第5 元離宮二条城事務所長の項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 世界遺産・二条城一口城主募金に係る寄付受納及び収入決定に関すること。

別表第5 元離宮二条城事務所総務課長の項第22号を同項第23号とし、同項第21号の次に次の1号を加える。

(22) 1件1,000,000円以下の世界遺産・二条城一口城主募金に係る寄付受納及び収入決定に関すること。

別表第5 動物愛護センター所長の項中第12号を第18号とし、第4号から第11号までを6号ずつ繰り下げ、第3号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 法第26条による特定動物の飼養又は保管の許可に関すること。

(9) 法第28条による変更の許可に関すること。

別表第5 動物愛護センター所長の項第2号を同項第6号とし、同項第1号中「動物の愛護及び管理に関する法律（次号及び第3号において「」及び「」という。）」を削り、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 法第16条による廃業等の届出に関すること。

別表第5 動物愛護センター所長の項に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律（以下この項において「法」という。）第11条による登録の実施に関すること。

(2) 法第12条による登録の拒否に関すること。

(3) 法第13条による登録の更新に関すること。

別表第5 土木みどり事務所長の項第9号中「次号及び第11号」を「以下この号及び次号」に改め、「よる許可」の右に「並びにこれらに伴う条例第12条の3第1項による使用

料の減免」を加え、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第5 南部区画整理事務所長の項に次の1号を加える。

- (13) 土地区画整理事業保留地処分における入札保証金、抽選保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)